

中期計画

(第二次)

(平成31年～令和7年)

社会福祉法人 仁恵会

はじめに

我が国は超高齢化社会を迎えており、平成28年に27.3%であった65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、令和7年には30.0%に達する(注1)と見込まれています。

高齢化と少子化が相俟って、世帯構成等が大きく変化しており、今後の高齢者福祉の在り方が課題となっています。

こうした中、国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に構築を目指した「地域包括ケアシステム」(注2)に係る各種施策を推進しています。

社会福祉法人については、平成29年の社会福祉法改正により「社会福祉法人のガバナンス(組織統治)の強化と地域公益活動の義務化」が謳われ、社会福祉法人制度の在り方として、「法人組織の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」及び「地域における公益的な活動の推進」が求められています。

社会福祉法人仁恵会では、平成26年3月に平成30年を目指した中期計画を定め、これに基づく組織運営に努めてきましたが、今般、安定した事業運営を行うため、また、社会福祉法人として求められる役割を果たすため、令和7年を目指した新たな中期計画(以下、「中期計画」といいます。)を定めました。

今後、これを実効性のあるものとするため、中期計画に掲げた具体的な取組を全力で推進していきます。

(注1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の推計人口(平成29年推計)」による。

(注2) 住み慣れた地域で、人生の最後まで、「住まい、医療、介護、予防、生活支援」が一体的に提供される仕組み

中期計画の五つの柱

中期計画は、法人の「五つの基本理念」(注3)を尊重して定めたものであり、地域や家庭、協力医療機関等との連携を図りながら留意する「四つの目標」(注4)を踏まえ、令和7年までの7年間を見据えた当法人が目指すべき指針と位置付けています。

中期計画は以下の五つの柱からなり、それぞれの項目ごとにその具体的な取組内容を定めています。

- ◎利用者の人権を尊重し、サービスの質の向上及び環境改善に取り組みます
- ◎社会福祉に必要な人材を育成します
- ◎透明性の高い事業運営を行います
- ◎地域社会に貢献する公益的な取組を推進します
- ◎今後の福祉需要を見極め、新たな事業展開に向けて検討していきます

(注3) 「五つの基本理念」

- 人としての誇りを大切に、暖かく質の高いケアに努めます
- 個性を大切に、生き生きとした言動や笑顔の見られる雰囲気づくりに努めます
- うるおいのある生活を中心に、安心して安全な環境づくりに努めます
- サービスの向上のための自己研鑽に努めます
- 地域社会と手をつなぎ、地域ケアの支援に努めます

(注4) 「四つの目標」

- 高齢者の孤立感の解消に努めること
- 高齢者の心身機能の維持に努めること
- 高齢者がその能力に応じて、なるべく自立した生活が営めるよう支援すること
- 家族の身体的・精神的負担の軽減に努めること

中期計画に基づく取組内容

1 利用者の人権の尊重、サービスの質の向上及び環境改善

(1) 人権の尊重

- ・ 利用者 の 尊 厳 を 守 り、そ の 意 思 及 び 人 格 を 尊 重 す る。
- ・ 高 齢 者 虐 待 及 び 身 体 拘 束 の 防 止 を 徹 底 す る。やむを得ず身体拘束を行う場

合、家族への説明、同意等必要な手続きを遵守する。

- ・ プライバシーに配慮した介護、看護及び居宅訪問を徹底する。
- ・ 権利擁護の研修の継続的な実施により、職員の意識啓発を図っていく。

(2) サービスの質の向上

- ・ 日常の介護業務等に関しては、基礎的な手順で実施できるよう指導體制及びマニュアルを整備し、効率的で普遍的なサービスとなるよう努める。
- ・ 利用者とのコミュニケーションは、利用者本位の適切なものとなるよう絶えず心がけ、特に多忙なときは利用者に十分配慮して対応する。
- ・ 利用者の実情に応じた的確なケアプラン(介護サービス利用計画書)に基づき、介護サービスの充実に取り組む。
- ・ 利用者が施設内でメリハリのある生活を日々営めるよう、レクリエーション等の充実に努める。
- ・ 口腔ケアの充実、体力・筋力維持のためのリハビリを充実にさせ、個々の利用者にあつた介護を進めていく。また、リハビリについては、経過観察や評価が可能となるよう、継続した利用に努める。
- ・ 日頃から利用者等との連携を密にする中で要望・苦情等を把握し、職員間で情報共有を図るとともに速やかに対処する。また、要望等に基づくサービス内容の創意工夫や見直しを検討し、今後のサービスに活かしていく。
- ・ 利用者・家族等のアンケート調査を実施し、利用者・家族等の要望やニーズを把握し、サービスの質の向上に繋げる。
- ・ 第三者機関が事業評価を行う「介護サービス第三者評価事業」を定期的に実施するとともに、第三者による介護現場の視察制度の導入を検討し、評価や視察結果に基づく課題の明確化を図り、サービスの質の向上に活かしていく。

(3) 生活環境・利用環境の向上

- ・ 利用者の生活環境・利用環境を充実にさせ、魅力ある施設、選ばれる施設となるように努める。
- ・ 協力医療機関等との連携を密にし、定期健診や感染症予防等の実施、体調急変時の的確な対応等、利用者の健康維持、体調管理に努める。
- ・ 看護師と介護員の連携、情報共有により、日常の健康状態の把握、チームケアを心がけ、褥瘡予防、痰吸引等の医療的ケア等の充実に努める。
- ・ 設備・機器の整備や改修工事については、その必要性を判断したうえで優先度の高いものから順次速やかに実施し、生活環境の維持・向上を図る。

- ・ 施設及び設備の清掃を徹底することにより、利用者の満足度を高める。また、厨房内については清潔保持に最新の注意を払い、衛生管理を徹底する。

2 社会福祉に必要な人材の育成

(1) 人材の確保に向けた取組の強化

- ・ 介護人材は令和7年で34万人が不足する(注5)と見込まれており、人材確保に向けた取組を強化する。
- ・ 求職者にとって魅力ある職場となるような事業運営、人材育成に取り組み、その情報を発信していく。
- ・ 労働条件等については介護業界の動向把握に努める中で必要な改善を行い、各種求人媒体を有効に活用して、優秀な人材確保に繋げる。
- ・ 福祉法人と福祉職求職者との出会いの場である「FUKUSHI 就職フェア」(注6)への出展等により、新卒者を含む人材確保に努める。
- ・ 今後、多様な働き方が定着していくと見込まれる中で、短時間就労者や複数の仕事を掛け持つダブルワーク就労者についても積極的に受け入れていく。
- ・ 今後、増加が見込まれる外国人介護人材を受け入れていくため、外国人人材育成プログラムの作成、職員への英語教育の実施等に取り組んでいく。

(注5) 「厚生労働省推計(30.5.22)」による。令和7年の介護職員必要数：245万人

(注6) 出展事業所：京都府内の福祉関係法人

参加対象者：翌年度末卒業予定学生、一般求職者、医療系有資格者等

(2) 人材の定着に向けた取組の強化

- ・ 介護職員の自主性や応用力に根差した介護力を醸成し、魅力ある介護職場としていく。
- ・ 新規採用職員に対しては、社会人・福祉職場職員としての気構えにも配慮した充実した内容の初任者研修を実施し、職員の定着に繋げる。
- ・ 本人の適性と希望を踏まえた適切な人事異動を定期的に行うことにより、職員の仕事の幅や裁量を広げるキャリアアップに繋げ、職場の活性化を図る。
- ・ 人事評価制度の導入を検討し、評価に見合った適切な職員の処遇を行い、職員のやる気や活力を醸成していく。
- ・ 介護職員の高齢化を踏まえ、定年延長及び新たな給与体系の構築に取り組み、人材の確保・定着に繋げる。
- ・ 業務に付随する各種の資格取得費用を支援する制度について、介護サービ

スの向上、職員の定着等の観点から、その拡充を検討していく。

- ・ 産業医による相談体制を整備、全職員を対象としたストレスチェック(ストレス度検査)の実施により、職員のストレス管理に努める。
- ・ 職場でのハラスメント(嫌がらせ)を防止するため、研修やヒアリングで周知・徹底し、職員一人ひとりの意識を高めていく。
- ・ ICT(情報・通信技術)や介護ロボットを活用した介護労働の負担軽減を検討していく。

(3) 人材の育成

- ・ 介護技術の向上、認知症対応、喀痰吸引、接遇等の体系的な研修を実施し、また、受講できるよう支援する。
- ・ 専門知識、技術等の習得に繋がる内外の研修については、初任者から中堅、ベテランまで幅広く受講できるよう支援する。
- ・ 指導を担当する職員が、業務の中での新人職員の指導・育成ができるよう支援する。
- ・ 中堅職員に対する指導を充実させ、中堅職員に相応しい役割を担えるよう支援し、将来の幹部職員となる人材として育成する。
- ・ 業務マニュアルの整備及び定期的な見直しにより、職員全員が業務に必要な知識を共有し、介護・看護技術等のレベルアップを図る。
- ・ 新人職員への指導において、一人ひとりに適した一貫性のある指導を徹底するため、プリセプター制度(注7)の導入を検討する。
- ・ 「きょうと福祉人材育成認証制度」(注8)の上位認証の取得も視野に入れ、人材育成の更なる強化に取り組む。

(注7) 指導職員(プリセプター)が、1対1で新人職員を指導する制度。

(注8) 京都府が実施する「人材育成に取り組む事業所に対する支援制度」。

当法人は、平成27年に認証を取得している。

3 透明性の高い事業運営

(1) コンプライアンス(法令遵守)の徹底等

- ・ 関係法令等の情報・資料について、データベース化(注9)することで関係職員への周知・徹底を推進する。
- ・ 事業ごとの運営規程をはじめ各規定・規則等を遵守した業務運営、介護サービスの利用に際しての説明責任を徹底する。

- ・ 利用者情報の適切な管理により、個人情報保護を徹底する。
 (注9) コンピュータによって大量の情報を収集・整理し、情報の検索・追加・削除を容易にしたもの。

(2) ガバナンス(組織統治)の確立

- ・ 経営責任者が出席する運営連絡会議において、事業ごとに現状、課題等进行分析して今後の方向性を打ち出し、サービスの向上や安定した事業運営に繋げる。
- ・ 主任会議をはじめ各職員会議は、課題の解決や今後の業務の進め方等について建設的な検討を行う場としていく。
- ・ 運営管理者は全職員とのヒアリングを実施し、職員の就業状況や意向の把握に努めて意思疎通を心がけ、風通しのよい組織にしていく。
- ・ ヒヤリハット(インシデント・事件)や事故が発生したとき、職員間の速やかな情報共有、報告・連絡・相談を徹底するとともに詳細な原因分析を行い、再発防止に繋げる。

(3) 健全な財務規律の確立

- ・ 各事業において魅力あるサービスを提供することにより、稼働率・利用率の向上、安定した財政運営に繋げる。
- ・ 質の高い介護サービスの提供による各種加算の取得に向けた取組を行う。
- ・ 大規模な施設改修は中期的な改修計画に基づいて実施し、計画的な予算執行に努める。
- ・ 適正で無駄のない経費支出とするため、物品等の調達に際しては常に競争性が担保される方法となるよう検証する。

4 地域社会に貢献する公益的な取組の推進

(1) 地域における公益的な取組の推進

- ・ 介護教室やサロン活動支援等現在実施している地域貢献事業については、より貢献度の高い、魅力ある事業となるように努める。
- ・ 今後の地域貢献事業に係る地元関係者等との検討会や具体的事業については積極的に参画し、地域への更なる貢献や高齢者福祉への深い理解に繋がるものとなるようにしていく。
- ・ 高齢者のニーズを踏まえた新たな地域貢献の取組として、施設内フロアや施

設前広場を活用した事業を実施していく。

- ・ インフォーマルサービス(介護保険法適用外のサービス)の提供について、地域との協働によりその仕組み等を構築し、導入に向けた取組を推進していく。
- ・ 大災害発生時は周辺地域や近隣施設からの被災者の受入れに対処する。
- ・ 事業内容に係る地域住民への広報を充実させるため、ホームページ、事業紹介チラシ、地域広報誌への事業紹介記事等の内容を整備・工夫していく。
- ・ 地域のレクリエーションやふれあい祭り等への積極的な参加を通して、施設及び事業内容の地域住民への更なる発信に努める。

(2) ボランティア等の受入れ

- ・ 学生の「介護等の体験」や「インターンシップ(体験就業)」を積極的に受け入れ、学生の実習体験や福祉業界への理解に寄与していく。
- ・ 区の社会福祉協議会等との連携によるボランティア活動の受入れを積極的に行い、地域との連携を深めるとともに地域社会に不可欠な施設としての役割を担っていく。

5 事業展開に向けた検討

(1) 既存事業における事業展開

- ・ 国が重点施策として在宅ケアの充実を掲げる中で、ユーカリの里デイサービスにおいて、新たな専任の機能訓練指導員の配置により個別機能訓練を実施し、在宅での生活を支援していく。
- ・ 居宅介護支援事業については、高齢者の増加に伴う需要増に応えるため、介護支援専門員の増員を図っていく。

(2) 新たな事業展開の検討

- ・ 施設での看取り介護の実施について、医療・看護・介護等の連携による受入れ体制整備の検討を進める。
- ・ 今後の福祉需要及び介護人材確保の見通しを見極め、新たな用地での事業展開が可能となるかどうかを検討していく。